



第62回

報告書

(2025年4月1日～2026年3月31日)

目次

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

株式会社広済堂ホールディングス

証券コード：7868

1 企業集団の現況

(1) 広済堂グループの事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、賃金上昇や原材料高騰を受けた価格転嫁の進行を背景にインフレが継続。金利や株価、原油価格については海外情勢の影響を強く受けた一年となりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、セグメント毎に異なる状況にあります。葬祭セグメントにおいては東京都死亡者数が前年比で約5%の減少となり市場規模が縮小。情報セグメントにおいては出版印刷領域で大手印刷会社が行った事業再編の結果、当社グループの受注機会が増加しております。人材セグメントにおいては海外人材ニーズが依然として継続しているものの、円安等により日本の求心力が相対的に低下しつつあります。

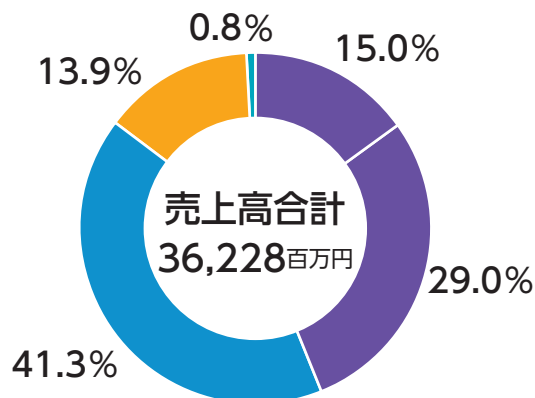
このような状況のもと、当社グループはエンディング事業を成長領域と位置づけ、事業規模の拡大を目指してまいりました。葬祭収益セグメントでは、横浜市内で納骨堂事業を行う(株)横浜聖苑および葬儀業の(株)セレモライフを買収。落ち着いた佇まいと、ゆとりある空間設計をコンセプトにした「東京博善のお葬式」武蔵野ホール、江東ホールをオープンした他、冬季のTVCMも放映を継続いたしました。東京博善では桐ヶ谷斎場の増設式場の提供を開始するとともに、四ツ木斎場の増床に着手いたしました。

情報セグメントでは、新聞印刷事業からの撤退を推進するとともに、デジタル印刷機を活用した小ロット出版システムのDSR（デジタルショートラン）の導入を決定いたしました。人材セグメントでは、派遣事業で都市圏の事業拡大を進めつつ、海外人材領域を新たな成長事業と位置付け、グローバル人材事業拡大に向け体制を整えました。資産コンサルティングセグメントでは、広済堂ファイナンスで前年度まで続いていた大型貸付案件が終了し、不動産案件の獲得に苦戦し計画していた水準の営業利益確保に至りませんでした。

以上の結果、当期における連結売上高は36,228百万円（前期比5.4%減）、連結営業利益は6,740百万円（前期比18.8%減）、連結経常利益は6,571百万円（前期比18.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,738百万円（前期比6.2%増）となりました。

セグメント別業績の概況

■ 葬祭公益	5,428百万円
■ 葬祭収益	10,490百万円
■ 情報	14,972百万円
■ 人材	5,048百万円
■ 資産コンサルティング	288百万円



連結売上高

区 分	当 期		前 期		前期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	
葬祭公益	5,428	15.0	5,986	15.6	△9.3
葬祭収益	10,490	29.0	10,442	27.3	0.5
情報	14,972	41.3	14,793	38.6	1.2
人材	5,048	13.9	5,282	13.8	△4.4
資産コンサルティング	288	0.8	1,796	4.7	△83.9
合 計	36,228	100.0	38,302	100.0	△5.4

連結営業利益

区 分	当 期	前 期	前期比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
葬祭公益	1,191	1,249	△4.7
葬祭収益	3,628	4,288	△15.4
情報	655	394	66.0
人材	△71	△158	—
資産コンサルティング	△56	1,447	—
調整額	1,393	1,080	29.0
合 計	6,740	8,302	△18.8

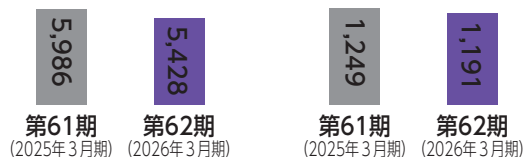
葬祭公益セグメント

ENDING
葬祭公益事業
RELATED



売上高 (単位：百万円)

営業利益 (単位：百万円)



葬祭公益セグメントは、火葬事業で構成されており、当社子会社の東京博善株式会社の保有する都内6か所の総合斎場で事業を担っております。民営企業として収益力の向上が求められる中で公益性の高い火葬事業と利益成長を図る他の事業とを区分するため、葬祭公益セグメントとして開示しております。

火葬事業は専ら東京都23区内で事業を営むため、売上は東京都近郊の死亡者数と強い相関関係があります。当期は前年比で死亡者数が減少し、

特に繁忙期の第4四半期を中心に東京都23区外や他県からの流入が大幅に減少したことにより火葬件数が前期から大幅に減少いたしました。

費用面では各斎場職員の採用が計画を下回ったことにより労務費が減少。火葬件数減少を受け修繕費も減少いたしました。しかしながら、売上高の減少により減益となりました。

以上の結果、葬祭公益セグメントの売上高は54億28百万円(前期比9.3%減)、営業利益は11億91百万円(前期比4.7%減)となりました。

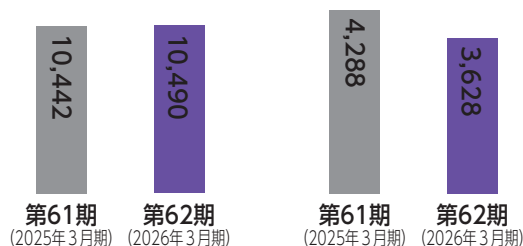
葬祭収益セグメント

ENDING 葬祭収益事業 RELATED



売上高 (単位：百万円)

営業利益 (単位：百万円)



葬祭収益セグメントは、主に東京博善株式会社が提供する総合斎場運営事業、株式会社大済堂ライフウェル及び株式会社グランセレモ東京に加え期中に譲受した株式会社セレモライフが提供する葬儀サービス事業、株式会社横濱聖苑が提供する納骨堂事業で構成されております。

総合斎場運営事業につきましては、火葬件数減少の影響を受け式場利用率が低下したほか、来場者数の減少に伴い、菓子飲料等の付帯サービスの利用も低下し、減収減益となりました。

葬儀事業につきましては、都内死亡者が減少する中で「東京博善のお葬式」ブランドの葬儀件数は増加しましたが、火葬式の比率が増加したこと等により、増収減益となりました。

この他、期中にオープンいたしました「東京博善のお葬式」武蔵野ホール、江東ホールにつきましては、受注状況は順調に推移しております。

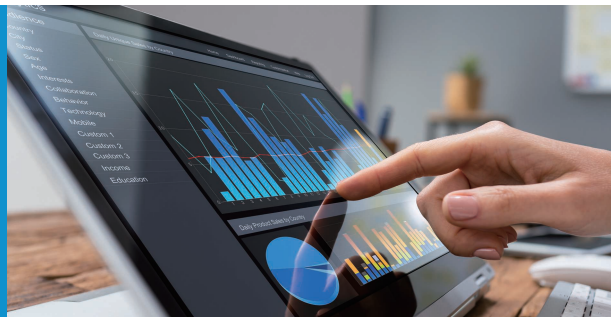
以上の結果、葬祭収益セグメントの売上高は104億90百万円(前期比0.5%増)、営業利益は36億28百万円(前期比15.4%減)となりました。

情報セグメント

INFORMATION SOLUTION

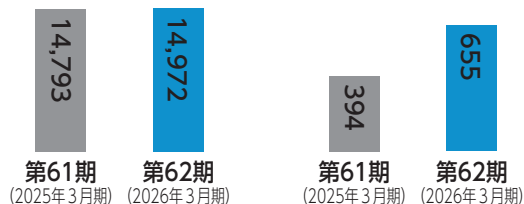


情報ソリューション事業



売上高 (単位：百万円)

営業利益 (単位：百万円)



情報セグメントは、情報ソリューション事業で構成されており、主に株式会社広済堂ネクストが出版・商業印刷を始めとする印刷関連ソリューション、受託開発を中心としたITソリューション、事務局代行やコールセンター業務などお客様の事業をサポートするBPOサービス等の事業を展開しております。

印刷関連ソリューション事業では出版印刷が通年で好調に推移したほか、商業印刷やデジタル印刷で安定した受注が獲得できたことにより増収増益となりました。

BPO事業は官公庁や地方自治体の案件でこれまでの実績が評価され受注件数が増加したほか、全体の受注金額も前期を上回り増収増益となりました。

ITソリューション事業はSES事業の人材セグメント移管により大幅な減収となりましたが、外注費の削減等により増益となりました。

以上の結果、情報セグメントの売上高は149億72百万円(前期比1.2%増)、営業利益は6億55百万円(前期比66.0%増)となりました。

人材セグメント

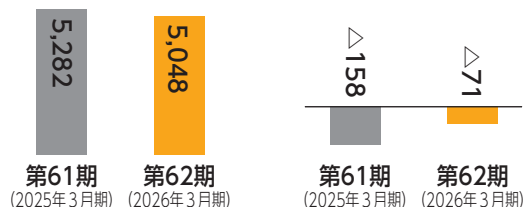
HUMAN RESOURCE SOLUTION

人材サービス事業



売上高 (単位：百万円)

営業利益 (単位：百万円)



Career Station



人材セグメントは、人材サービス事業で構成されており、人材派遣事業のほか、当期よりサービス提供領域を外国人材に集中する戦略を取っており、海外人材紹介の「KosaidoGlobal」や海外人材によるハウスキーピング事業、海外人材育成・研修、日本語教育、留学サポート等の事業を手掛け、人材の発掘から採用、教育・研修までトータルな人材ソリューションを提供しております。求人媒体事業につきましては、当期の第1四半期に会社分割により新設会社に承継させたうえで、当該会社の全株式を株式会社中広に譲渡いたしました。

人材派遣事業は、主力とする東北北陸地方の停

滞が継続しましたが、前期より進めてまいりました都市圏で事業拡大が進み増収増益となりました。また、当期よりIT人材派遣のITS事業を情報セグメントから移管したため、増収の一要因となりました。人材紹介事業は海外人材領域に集中し集客と顧客開拓を進めた結果増収黒字転換となりました。ハウスキーピング事業は、当期は事業の育成・投資段階にあり増収赤字増となりました。

以上の結果、人材セグメントの売上高は50億48百万円(前期比4.4%減)、営業損失は71百万円(前期の営業損失は1億58百万円)となりました。

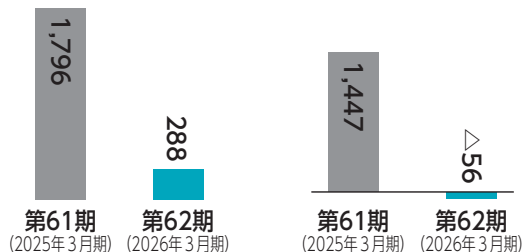
資産コンサルティングセグメント

ENDING 資産コンサルティング事業 RELATED



売上高 (単位：百万円)

営業利益 (単位：百万円)



資産コンサルティングセグメントは、主に株式会社広済堂ファイナンスの提供する金融サービス及び東京博善あんしんサポート株式会社の提供する相続相談・不動産仲介事業で構成されております。

金融サービス事業は、一昨年から継続した大型プロジェクトが第2四半期中に終了した結果、大幅な減収減益となりました。また、大型プロジェクト後の貸付案件については、案件を厳選しリスクを抑える方針に転換したことから貸付残高が大幅に減少いたしました。

相続相談・不動産仲介事業では、相談件数・仲介件数が減少いたしました。

以上の結果、資産コンサルティングセグメントの売上高は2億88百万円(前期比83.9%減)、営業損失は56百万円(前期の営業利益は14億47百万円)となりました。

② 設備投資の状況

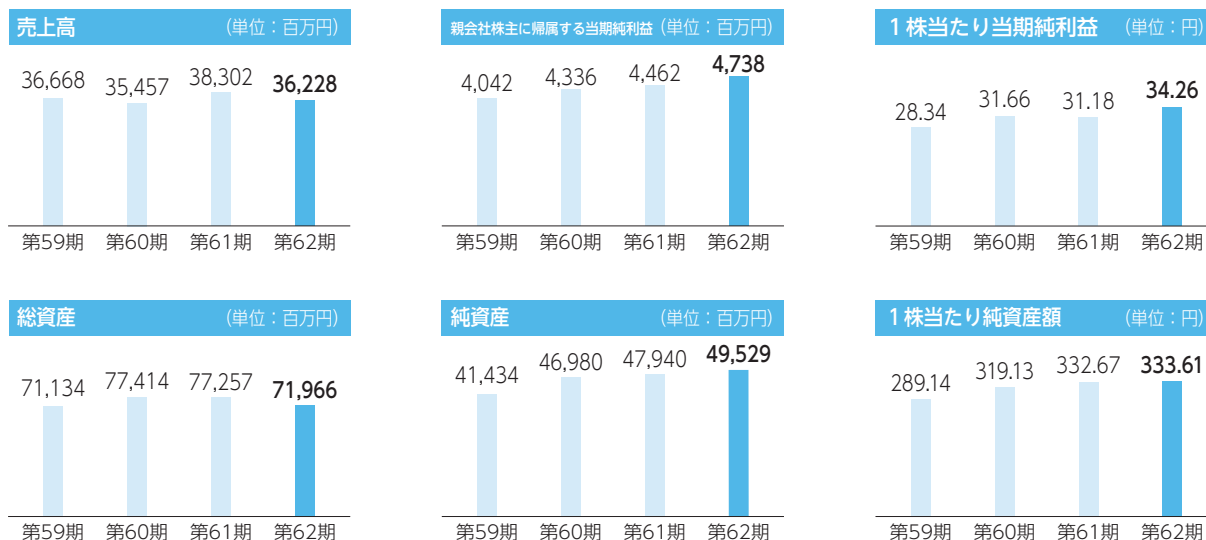
当連結会計年度における投資の総額は34億円であり、主に葬祭収益セグメントにおける式場の増設等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、長期借入金として総額21億円の借入を実施しました。また、第1回、第2回及び第3回の新株予約権の行使により49億円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況の推移



区 分		第59期 2023年3月期	第60期 2024年3月期	第61期 2025年3月期	第62期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高	(百万円)	36,668	35,457	38,302	36,228
営業利益	(百万円)	4,280	5,323	8,302	6,740
経常利益	(百万円)	4,185	5,312	8,032	6,571
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	4,042	4,336	4,462	4,738
1株当たり当期純利益	(円)	28.34	31.66	31.18	34.26
総資産	(百万円)	71,134	77,414	77,257	71,966
純資産	(百万円)	41,434	46,980	47,940	49,529
1株当たり純資産額	(円)	289.14	319.13	332.67	333.61

(注) 1. 当社は2023年12月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第59期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第60期の数字は、当該誤謬の訂正後の数字で記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
東京博善(株)	200	100.0	エンディング関連事業
(株)広済堂ネクスト	100	100.0	情報ソリューション事業
(株)広済堂ビジネスサポート	100	100.0	人材サービス事業

③ 重要なその他の関係会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社への議決権比率 (%)	主要な事業内容
R & L ホールディングス(株)	60	21.78	投資業

④ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
東京博善(株)	東京都港区芝浦一丁目2番3号	9,041	44,770

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、中東地域での紛争拡大による原油価格の高騰など、先行きの不透明感が高まっており、国内経済にも一定の影響は避けられないものとみられ、中東情勢が沈静化に至るまでの間は火葬事業や印刷事業で燃料費や電力費、動力費の高騰が継続する懸念がございます。

当社グループが事業を営む各市場につきましては、エンディング領域では、2025年度は一時的に市場が縮小したものの、高齢化を背景として市場拡大が継続するものと考えられます。印刷領域は市場縮小傾向が継続しつつも最大手の事業再編が加速し新たな事業機会が発生しています。コンテンツ領域は、IP獲得競争が激化するとともに周辺領域の拡大が継続。人材領域では、労働人口の減少による人手不足やインフレに伴う賃金上昇が継続しつつもAIによる代替が浸透しつつあります。海外人材紹介においては、在留資格の審査厳格化が行われるなど、市場環境が変化しております。

当社におきましては、2026年3月31日時点における流通株式比率は33.6%となり、プライム市場の上場維持基準である流通株式比率35%を下回り、適合しない状態となりました。当該課題に対処するために、「上場維持基準への適合に向けた計画」を2026年6月30日までに開示する予定であります。

このような状況のもと、当社グループは2022年度以降、葬祭セグメントを成長領域と位置づけ、中期経営計画を1年毎にローリングしてまいりましたが、ここ直近の中期経営計画は現状の延長線上での「数字の積み上げ」に留まり、中長期的な企業価値向上につながる成長戦略を描ききれれておりませんでした。現在、以下の方針の下で新たな中期経営計画の策定を進めており、まとめり次第、公表する予定です。

(1)数値積上げからの脱却

従来のローリング形式による目標設定を止め、現状の延長線に止まらない成長戦略を構築いたします。

(2)5年以上先の長期ビジョン策定

長期的な当社グループの成長ビジョンを描き、その実現に向けた経営の方向性を明確化いたします。

(3)資本市場との対話の進化

持続的な企業価値向上にコミットメントし、市場の評価を得る事業戦略を検討いたします。

2026年度につきましては、各事業セグメントでは以下の取組を実施してまいります。

1. 葬祭公益セグメント

持続性の観点から人材確保に重点的に取り組むとともに、夕刻葬の浸透をすすめ火葬炉稼働率の平準化に取り組めます。

2. 葬祭収益セグメント

東京博善の既存式場増床施策を継続。四ツ木斎場に10式場を追加するほか、他斎場の増床計画をすすめます。また、夕刻葬の普及を促進し式場効率性の向上に努めます。

葬儀サービス事業につきましては、葬儀ホールの展開を継続しつつ、M&Aによる非連続な成長も検討いたします。

3. 情報セグメント

出版印刷領域でDSRサービスを開始し市場シェアの拡大を図ります。IP事業については受注拡大と生産能力の強化を狙います。BPO&IT事業では安定的な事業規模の拡大を図りつつ生産性向上を継続します。

4. 人材セグメント

海外拠点を強化拡充し、国際的な人流を収益源とできる基盤を整えます。また、海外人材に対し教育コンテンツの提供を開始し付加価値向上に努めます。

国内は派遣事業の成長を通じ事業規模の拡大を図るとともに、海外の現地において日本語教育を実施した優秀な人材について、法令を遵守した適切な管理のもと、紹介実績の拡大を進めてまいります。

5. 資産コンサルティングセグメント

これまでに獲得した知見や顧客ニーズに基づき、不動産のみならず貸金業など金融面も含めた事業領域において、より実効性のある収益モデルの構築を進めます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、事業の種類別セグメントは以下のとおりであります。

区 分	事業内容	会 社
葬祭公益セグメント	火葬事業	東京博善(株)
葬祭収益セグメント	総合斎場経営事業 葬儀サービス事業及び室内墓所の 運営 建設業、その他関連事業	東京博善(株) (株)広済堂ライフウェル (株)グランセレモ東京 (株)広済堂エンジニアリング (株)横濱聖苑 (株)セレモライフ
情報セグメント	印刷物及びIT系商材の製造販売 BPO事業	(株)広済堂ネクスト 威海廣済堂包装有限公司 x-climb(株)
人材セグメント	人材紹介及び人材派遣等、日本語 学校運営	(株)広済堂ビジネスサポート (株)キャリアステーション (株)ファインズ KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD. NHAT LINH TRAINING AND TRADING CO.,LTD. ZEN CO.,LTD.
資産コンサルティング セグメント	金融サービス業、不動産仲介業 その他葬儀関連事業	(株)広済堂ファイナンス 東京博善あんしんサポート(株) K.Development(同)

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

● 葬祭公益セグメント

東京博善株

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F
 ・町屋斎場 ・落合斎場 ・四ツ木斎場
 ・代々幡斎場 ・桐ヶ谷斎場 ・堀ノ内斎場

● 当社

㈱広済堂ホールディングス

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F

● 葬祭収益セグメント

東京博善株

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F
 ・町屋斎場 ・落合斎場 ・四ツ木斎場
 ・代々幡斎場 ・桐ヶ谷斎場 ・堀ノ内斎場

㈱広済堂ライフウェル

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F

㈱グランセレモ東京

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F

㈱横濱聖苑

神奈川県横浜市港北区篠原町97-1

㈱セレモライフ

神奈川県横浜市港南区上永谷4-19-13

● 資産コンサルティングセグメント

㈱広済堂ファイナンス

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F

東京博善あんしんサポート株

東京都中央区新川1-3-21
 BIZSMART茅場町5F501

● 情報セグメント

㈱広済堂ネクスト

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F
 ・さいたま工場・有明工場・大阪営業所

x-climb株

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F

海外

威海廣済堂包装有限公司

中華人民共和国山東省威海市
 栄成市石島開発区工業園石茂路68号

● 人材セグメント

㈱広済堂ビジネスサポート

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F
 ・仙台支店・東京営業所・大阪営業所

㈱キャリアステーション

新潟県新潟市中央区上大川前通七番町1230-7
 ストックビル鏡橋9F
 ・仙台オフィス・東京オフィス
 ・大阪オフィス

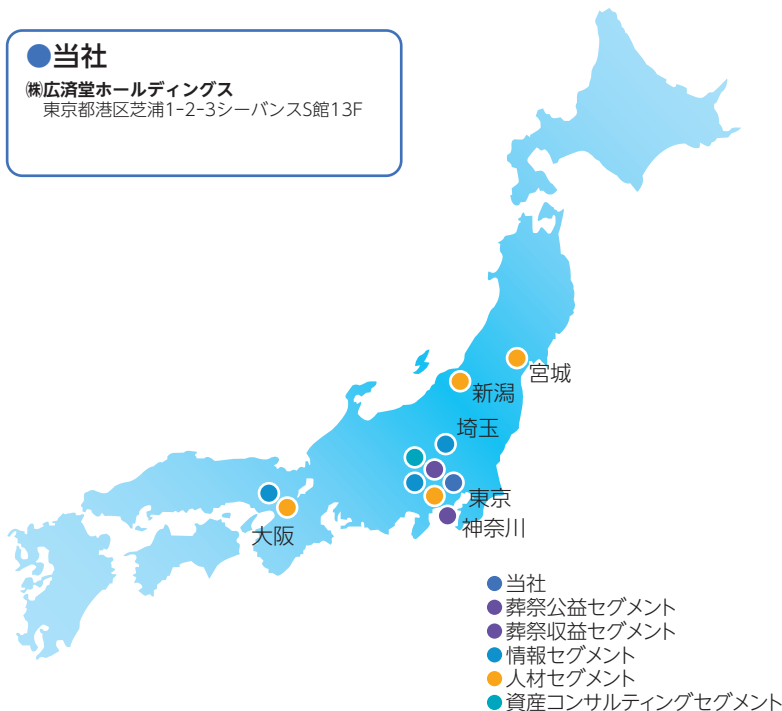
㈱ファイナズ

新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54
 日生南笹口ビル8F

海外

KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.

(広済堂HRベトナム)
 Suite L.06, Floor 9, Diamond Plaza, 34
 Le Duan Street, Sai Gon Ward, Ho Chi
 Minh City, Vietnam



(注) ・㈱広済堂ネクスト有明工場は、2026年3月31日付で閉鎖いたしました。
 ・x-climb株は、2026年4月1日付で㈱広済堂ネクストへ吸収合併いたしました。

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,002名	81名 (減)

(注) 使用人は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時使用人は含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
73名	5名 (減)	45.3歳	11.8年

(注) 使用人は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時使用人は含みません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	5,368
株式会社りそな銀行	3,631
株式会社SBI新生銀行	1,700
三井住友信託銀行株式会社	1,543
株式会社千葉銀行	1,008
株式会社静岡中央銀行	913
株式会社武蔵野銀行	740
株式会社横浜銀行	165
株式会社きらぼし銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	90
合 計	15,258

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 475,650,000株
- ② 発行済株式の総数 164,340,045株
- ③ 株主数 11,544名
- ④ 大株主

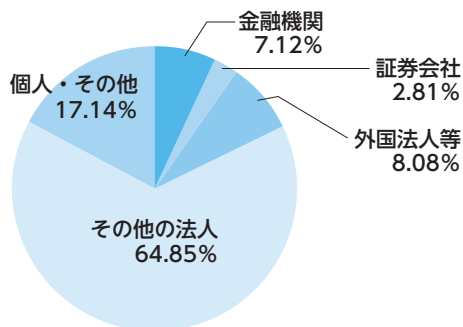
株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
R & L ホールディングス株式会社	32,207	21.78
グローバルワーカー派遣株式会社	19,672	13.30
株式会社麻生	13,499	9.13
S B I ホールディングス株式会社	10,909	7.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,266	3.56
ポールスター株式会社	4,000	2.71
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3,333	2.25
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社学研ホールディングス退職給付信託口)	2,920	1.98
光通信 K K 投資事業有限責任組合	2,478	1.68
増渕 栄一	2,322	1.57

- (注) 1. 上記のほか当社保有の自己株式16,470千株があります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	7,400株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

⑥ 所有者別株式数



(注) 自己株式は、「その他の法人」に含まれております。

⑦ その他株式に関する重要な事項

当事業年度中において、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取締役会決議により取得した自己株式

イ 普通株式 13,439千株

ロ 取得価額の総額 6,262,667千円

ハ 取得の目的 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 CEO(最高経営責任者)	羅 怡 文	ラオックスホールディングス(株)代表取締役会長兼社長CEO、 楽弘益（上海）企業管理有限公司代表取締役、R&Lホールディングス(株)代表取締役、(株)岩手ホテルアンドリゾート取締役、 香港益楽有限公司代表取締役
代表取締役社長 COO(最高執行責任者)	常 盤 誠	(株)広済堂ネクスト代表取締役、(株)広済堂ビジネスサポート 取締役、東京博善(株)取締役、(株)広済堂エンジニアリング取 締役、(株)広済堂ファイナンス取締役、東京博善あんしんサ ポート(株)代表取締役
取締役	渡 邊 雅 之	弁護士法人三宅法律事務所シニアパートナー弁護士、日特 建設(株)社外取締役、(株)三ツ星社外取締役（監査等委員）、 Mitsuboshi Philippines Corporation 非常勤取締役、(一 社)スポットワーク協会監事、nmsホールディングス(株)社外 取締役（監査等委員）、OSLJapan(株)社外監査役、(株)ぎょう せい社外監査役、(株)ぎょうせい総合研究所社外監査役、西 日本法規出版(株)社外監査役
取締役	上 村 明	ラオックスホールディングス(株)社外監査役、KPTAS(株)代表 取締役、上村・太平・水野法律事務所マネージングパート ナー
取締役	竹 村 滋 幸	(株)ベクターホールディングス社外取締役、(株)ケイブ取締役 (監査等委員)
取締役	中井川 俊 一	ラス・カーズ・キャピタル(株)代表取締役社長
取締役	相 澤 茜	(株)グローバル・ネットワーク代表取締役社長、(同)H&S代 表社員、(公財)目黒区国際交流協会理事・副理事長

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	古 屋 進	
監査役	加 藤 正 憲	加藤公認会計士事務所代表、(株)三ツ星社外取締役 (監査等委員)、ラオックスホールディングス(株)社外監査役
監査役	沼 井 英 明	沼井綜合法律事務所代表、(株)プラコー社外監査役、ハドラスホールディングス(株)社外取締役、(株)RECOSYS社外取締役、(株)ラックランド社外取締役 (監査等委員)、サイバーステップホールディングス(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役渡邊雅之氏、上村明氏、竹村滋幸氏、中井川俊一氏及び相澤茜氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤正憲氏、沼井英明氏は、社外監査役であります。
3. 監査役加藤正憲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役渡邊雅之氏、上村明氏、竹村滋幸氏、中井川俊一氏、相澤茜氏及び社外監査役加藤正憲氏、沼井英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 各社外役員は、当社との間で会社法第427条第1項、定款第23条及び第34条に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

○事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
前川 雅彦	2025年6月27日	任期満了	代表取締役社長COO(最高執行責任者)兼CFO(最高財務責任者)

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。かかる決定方針の内容は以下のとおりです。

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役会は、代表取締役及び人事部門が作成した各取締役の報酬額案に対して、指名報酬委員会の諮問を求め、指名報酬委員会の当報酬額案に対する諮問内容を参考にして、固定報酬（金銭報酬）及び株式報酬（非金銭型報酬）の内容を決定いたします。

指名報酬委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしています。

業務執行取締役につきましては、固定報酬（金銭報酬）と株式報酬（非金銭型報酬）で構成し、各取締役の報酬額は、社内で定めた基準額の範囲内で、役位及び代表権の有無等の職責に応じて、中長期的な業績や他社平均報酬額を考慮して決定いたします。

社外取締役につきましては、固定報酬（金銭報酬）のみとし、2020年定時株主総会で承認された月額2.5百万円を超えないものとしたします。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

□ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬につきましては、2014年6月27日の定時株主総会で、月額200万円（年間算額2400万円）以内とし、社外取締役の報酬につきましては、2020年6月29日の定時株主総会で月額2.5百万円（年換算額300万円）以内、とご承認いただいております。2014年6月27日の定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）、2020年6月29日の定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は5名）であります。

監査役の報酬につきましては、2014年6月27日の定時株主総会で、月額300万円（年間算額360万円）以内、とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

ハ 非金銭報酬の内容について

非金銭報酬として、2020年6月29日の定時株主総会により取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬制度です。業務執行取締役を対象とし、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、新株発行又は自己株式処分の方法により行います）。譲渡制限期間は、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は5名）であります。

二 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任はございません。

ホ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	32	28	－	3	3
社外取締役	25	25	－	－	5
監査役	10	10	－	－	1
社外監査役	9	9	－	－	2

- (注) 1. 業績連動報酬として取締役に対して支払っているものはありません。
 2. 非金銭報酬等の内訳は、議渡制限付株式報酬を計上した額を記載しております。
 3. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役5名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員のうち、2025年6月27日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	渡邊雅之	弁護士法人 三宅法律事務所	シニア パートナー 弁護士	当社と弁護士法人三宅法律事務所並びに日特建設(株)、(株)三ツ星、Mitsuboshi Philippines Corporation、(一社)スポットワーク協会、nmsホールディングス(株)、OSLJapan(株)、(株)ぎょうせい、(株)ぎょうせい総合研究所、西日本法規出版(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
		日特建設(株)	社外取締役	
		(株)三ツ星	社外取締役 (監査等委員)	
		Mitsuboshi Philippines Corporation	非常勤取締役	
		(一社)スポットワーク協会	監事	
		nmsホールディングス(株)	社外取締役 (監査等委員)	
		OSLJapan(株)	社外監査役	
		(株)ぎょうせい	社外監査役	
		(株)ぎょうせい総合研究所	社外監査役	
		西日本法規出版(株)	社外監査役	
上村明	上村明	ラオックス ホールディングス(株)	社外監査役	当社とラオックスホールディングス(株)並びにKPTAS(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。当社は上村・太平・水野法律事務所より各種法的助言を受けております。
		KPTAS(株)	代表取締役	
		上村・太平・水野 法律事務所	マネージング パートナー	
竹村滋幸	竹村滋幸	(株)ベクター ホールディングス	社外取締役	当社と(株)ベクターホールディングス並びに(株)ケイブとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		(株)ケイブ	取締役 (監査等委員)	
中井川俊一	中井川俊一	ラス・カーズ・キャピタル(株)	代表取締役 社長	当社とラス・カーズ・キャピタル(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	相澤茜	(株)グローバル・ネットワーク	代表取締役 社長	当社と(株)グローバル・ネットワーク並びに(同)H&S、(公財)目黒区国際交流協会との間に重要な取引その他関係はありません。
		(同)H&S	代表社員	
		(公財)目黒区国際交流協会	理事・ 副理事長	
監査役	加藤正憲	加藤公認会計士事務所	代表	当社と加藤公認会計士事務所並びに(株)三ツ星、ラオックスホールディングス(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
		(株)三ツ星	社外取締役 (監査等委員)	
		ラオックス ホールディングス(株)	社外監査役	
	沼井英明	沼井綜合法律事務所	代表	当社と沼井綜合法律事務所並びに(株)プラコー、ハドラスホールディングス(株)、(株)RECOSSYS、(株)ラックランド、サイバーステップホールディングス(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
		(株)プラコー	社外監査役	
		ハドラス ホールディングス(株)	社外取締役	
		(株)RECOSSYS	社外取締役	
		(株)ラックランド	社外取締役 (監査等委員)	
		サイバーステップホールディングス(株)	社外監査役	

□ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	活動・発言状況
取締役	渡邊雅之	20/20回 (100%)	---	期待された弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言やコンプライアンスに関する提言を適宜行いました。
	上村明	20/20回 (100%)	---	期待された弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言や法務、ESGに関する提言を適宜行いました。
	竹村滋幸	19/20回 (95%)	---	期待された企業経営分野での見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	中井川俊一	19/20回 (95%)	---	期待された企業経営分野での見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	相澤茜	19/20回 (95%)	---	期待された企業法務及び企業経営での見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	加藤正憲	20/20回 (100%)	6/6回 (100%)	公認会計士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	沼井英明	20/20回 (100%)	6/6回 (100%)	弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ 被保険者の範囲

取締役、監査役、執行役員、グループ会社の役員

□ 保険契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がイの会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償することとしております。ただし、犯罪行為又は法令に違反することを役員が認識しながら行った行為に伴う役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(3) 会計監査人の状況

① **名称** 監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人である監査法人アヴァンティアから説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、監査法人の過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適正であるかについて検討した結果、適正であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

監査法人アヴァンティアに対して、研修業務についての対価0.3百万円を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社並びに会社及びその子会社から成る企業集団（以下「当企業集団」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役会を定期的開催する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。
- ロ コンプライアンスに係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行うとともに、部署又は支店ごとにコンプライアンス担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理を行う。
- ハ 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。
- ニ 情報・伝達の機能として、社内通報制度を持つ。
- ホ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
- ヘ 財務報告に係る内部統制については、会社法及び金融商品取引法、並びに東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
- ト 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- チ 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務活動について、法令、定款への適合の観点から監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ 情報の保存及び管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
- ロ 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書といった性質に応じて、文書名・保存年限・保存部署・保存形式を定めて保存・管理責任の所在を明確にし、徹底した管理を行う。
- ハ 情報セキュリティに係る対策については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
- ニ 取締役・監査役の閲覧手続きを明確化する。
- ホ 子会社に対して、一定の重要事項については、子会社の取締役会で決定する前に、当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。
- ヘ 当社は、当企業集団の子会社の社長などをメンバーとした連絡会を定期的を開催し、そこで経営活動等に関する報告を受けるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ リスク管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
- ロ 全社的なリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。
- ハ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
- ニ 子会社のリスク管理については、子会社からの報告を適宜受けるとともに、当社の監査役及び内部監査室が子会社のリスク管理状況の監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

④ 当社及び子会社における取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- イ 取締役会は、会議を開催して、中長期的な観点から経営計画を策定し、毎期の業績目標を設定する。適宜、目標に対する分析を行い、必要に応じて目標の修正を行う。
- ロ 代表取締役・業務執行取締役は、その職務の執行の効率性を月度で開催する取締役会で報告し、そのレビューの結果に基づき、効率的な意思決定を行う。
- ハ 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌・稟議規程を定め、業務

執行組織を運営する。

ニ 当社の内部監査室は、当社及び当企業集団の内部統制の有効性について監査を行う。

ホ IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を有する。

ヘ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当企業集団内における位置づけ等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるように監督する。

ト 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

⑤ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社は、関係会社管理規程に前記①、②、③及び④における子会社に関する事項を定めるとともに、これに基づいて、当社の事務局部署を設けるなど、当企業集団全体の業務の適正を確保するための組織を整備する。

ロ 前記①の社内通報制度については、当企業集団全体を対象とする。

⑥ 監査役の監査環境に係る体制

イ 補助使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき常備の使用人は設けないが、必要の都度、監査役の業務を補助するための人員を配置することとする。人員の選任に当たっては、使用人の独立性の観点から、担当取締役と監査役が意見交換を行うこととする。

ロ 当社の取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項

(イ) 取締役は取締役会等の重要な会議において、随時担当業務の執行状況の報告を行う。

(ロ) 取締役及び使用人は、当社及び当企業集団に著しい影響を及ぼす事実が発生し、又は発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告する。

- ハ 子会社の取締役、監査役その他の役職員が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の役職員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。
- ニ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
本項に定める監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
- ホ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
監査役が、その職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ヘ その他監査の実効性確保に関する事項
(イ) 監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。
(ロ) 取締役は、監査役 of 取締役及び使用人に対する調査・是正権限の円滑な行使のため、監査役と当企業集団 of 取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適時・適切に行えるよう協力する。
(ハ) 監査役会は、コンプライアンス部署、情報保存・管理部署、リスク管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

当社の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

2. 取締役・使用人の職務執行

複数選任された社外取締役が、定期的で開催される取締役会へ参加して発言するなど、監督機能の強化を行っております。なお、取締役会の開催回数は20回であります。

取締役の職務執行の効率性を確保するため、各取締役の業務分掌を取締役会で定め、業務執行部門の責任者の任命を行うとともに、業務分掌規程や稟議決裁規程等で職務権限の明確化を図っております。

3. コンプライアンス

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス規程、役員服務規程等の遵守すべき規程を社内のイントラネットで常時閲覧できる環境としており、さらに定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また内部通報制度につきましては、社内のみならず、外部の弁護士を通報窓口として当社及び子会社に設置しております。さらに、WEBを媒体とした匿名性を保ちつつ双方向でやり取りができる通報窓口サービス（外部業者提供）を実施しております。

反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、講習会等により情報収集を行っております。

情報の管理につきましては文書管理規程及び情報セキュリティ規程を定め、文書管理規程は主管部署として総務が、情報セキュリティ規程は同規程に基づき設置された情報セキュリティ委員会が、それぞれ職務執行に係る情報の管理を行っております。

4. リスク管理

事業継続計画書を定める他、リスクの防止及び会社の損失の最小化を目的としたリスク管理委員会規程を定めて、リスク管理の推進及び統括のためリスク管理委員会を設置しております。

5. 子会社経営管理

関係会社管理規程を定め、経営企画部が主管部署として子会社の経営の管理を行っており、事前に協議が必要な重要事項については事前に報告を受け、当社の取締役会又は経営会議の決議を得る体制としております。また、同規程に基づき、子会社の機関設計、業務執行体制及び意思決定について、効率的な業務執行が行われるよう監督しております。

6. 監査役の監査環境

監査役は取締役会・経営会議に出席し、取締役より業務の報告を受けております。また監査役は、会計監査人・内部監査室等の内部統制に係る機関・組織と必要に応じて定期的に情報交換を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
【資産の部】	
流動資産	30,120
現金及び預金	22,423
受取手形及び売掛金	4,876
営業貸付金	1,408
商品及び製品	127
仕掛品	232
原材料及び貯蔵品	175
未収入金	322
その他	633
貸倒引当金	△79
固定資産	41,845
有形固定資産	37,156
建物及び構築物	13,334
機械装置及び運搬具	3,441
土地	17,597
リース資産	71
工具、器具及び備品	2,566
その他	145
無形固定資産	1,047
投資その他の資産	3,640
投資有価証券	2,130
長期貸付金	11
繰延税金資産	32
退職給付に係る資産	416
その他	1,166
貸倒引当金	△116
資産合計	71,966

科目	金額
【負債の部】	
流動負債	10,132
支払手形及び買掛金	1,563
短期借入金	1,400
1年内返済予定の長期借入金	3,995
未払金	1,085
未払法人税等	1,135
賞与引当金	298
その他	654
固定負債	12,304
長期借入金	10,487
リース債務	44
繰延税金負債	1,059
再評価に係る繰延税金負債	143
退職給付に係る負債	13
契約負債	284
その他	271
負債合計	22,436
【純資産の部】	
株主資本	49,266
資本金	3,261
資本剰余金	14,827
利益剰余金	39,039
自己株式	△7,862
その他の包括利益累計額	64
その他有価証券評価差額金	386
土地再評価差額金	△463
為替換算調整勘定	141
新株予約権	50
非支配株主持分	148
純資産合計	49,529
負債純資産合計	71,966

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		36,228
売上原価		22,424
売上総利益		13,804
販売費及び一般管理費		7,064
営業利益		6,740
営業外収益		
受取利息配当金	45	
受取賃貸料	140	
受取分配金	120	
その他	65	371
営業外費用		
支払利息	277	
支払手数料	76	
投資有価証券評価損	59	
その他	126	540
経常利益		6,571
特別利益		
固定資産売却益	416	
受取保険金	95	
その他	34	546
特別損失		
固定資産除却損	116	
解体撤去費用	23	
事業整理損	54	
その他	21	217
税金等調整前当期純利益		6,901
法人税、住民税及び事業税	1,641	
法人税等調整額	489	2,130
当期純利益		4,770
非支配株主に帰属する当期純利益		31
親会社株主に帰属する当期純利益		4,738

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	429	11,995	36,143	△1,599	46,968
当期変動額					
新株の発行	1	1			3
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,829	2,829			5,659
剰余金の配当			△1,842		△1,842
親会社株主に帰属する当期純利益			4,738		4,738
自己株式の取得				△6,262	△6,262
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	2,831	2,831	2,896	△6,262	2,297
当期末残高	3,261	14,827	39,039	△7,862	49,266

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	408	△463	71	15	774	181	47,940
当期変動額							
新株の発行							3
新株の発行 (新株予約権の行使)							5,659
剰余金の配当							△1,842
親会社株主に帰属する当期純利益							4,738
自己株式の取得							△6,262
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△21	-	70	48	△723	△32	△708
当期変動額合計	△21	-	70	48	△723	△32	1,589
当期末残高	386	△463	141	64	50	148	49,529

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 18社
- ・主要な連結子会社の名称 東京博善(株)
(株)広濟堂ネクスト
(株)広濟堂ビジネスサポート

2025年11月1日において、(株)広濟堂ハウスキーピングサービスは(株)広濟堂ビジネスサポートを存続会社として吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。また、(株)横濱聖苑及び(株)セレモライフの全株式を取得し連結の範囲に含めております。

②非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 (株)広濟堂プロパティマネジメント
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

③開示対象特別目的会社

(イ) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引

当社では、グループ中期経営計画に掲げる葬儀事業の成長加速を目的として、不動産の流動化を実施しております。当該流動化において、当社グループが不動産（信託受益権）を特別目的会社に譲渡し、回収した資金を次なる成長投資へ実行してまいります。当該流動化にあたり、合同会社を特別目的会社として利用しており、当社および連結子会社は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

(ロ) 開示対象特別目的会社との取引金額等

取引金額及び取引残高に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社の名称 (株)広濟堂プロパティマネジメント
- ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響に重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、威海廣濟堂包装有限公司、KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.、NHAT LINH TRAINING AND TRADING CO.,LTD.、ZEN CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
以外のもの

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ 時価法

(ハ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品、原材料、貯蔵品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 製品、仕掛品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

(ロ) 無形固定資産

(リース資産を除く)

・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤のれんの償却に関する事項

のれんの償却につきましては、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

⑥重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりです。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「建設仮勘定」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「建設仮勘定」は142百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「投資有価証券評価損」は3百万円であります。

前連結会計年度まで、独立掲記しておりました「特別損失」の「減損損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「減損損失」は5百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(繰延税金資産の計上)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

32百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りりの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が当連結会計年度における

見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	713百万円
機械装置及び運搬具	445百万円
土地	3,058百万円
計	4,216百万円

上記に対応する債務

短期借入金	900百万円
1年内返済予定の長期借入金	3,318百万円
長期借入金	8,331百万円
計	12,550百万円

上記以外に建物及び構築物4,591百万円及び土地667百万円については、銀行取引に係る根抵当権（極度額30億円）が設定されております。

(2) コミットメントライン契約及び当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。

コミットメントライン契約及び当座貸越契約	5,500百万円
借入実行残高	1,400百万円
差引額	4,100百万円

(3) 財務制限条項

当社は、取引銀行とコミットメントライン契約、当座貸越契約及びタームローン契約を締結しており、その一部において、当社及び子会社の貸借対照表及び損益計算書等より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されています。これらの契約に基づく借入実行残高は13,040百万円であります。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 40,138百万円

(5) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価並びに第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	41百万円

(6) 顧客との契約から生じた債権の残高

受取手形	19百万円
売掛金	4,383百万円
電子記録債権	472百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

「顧客との契約から生じる収益」は、連結注記表の「8. 収益認識に関する注記（1）収益の分解」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	144,267千株	20,072千株	－千株	164,340千株

(注) 普通株式の増加は、譲渡制限付株式報酬制度による新株の発行による増加7,400株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加20,065,000株であります。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	899	6.37	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	942	6.67	2025年9月30日	2025年12月9日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	986	6.67	2026年3月31日	2026年6月30日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 357,500株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜把握する体制としております。

有価証券は、発行会社の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握しております。

また、デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引等に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資等に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従って行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)をご参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金及び受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(イ) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	1,268	1,268	—
資産計	1,268	1,268	—
(ロ) 長期借入金	14,482	14,225	△257
負債計	14,482	14,225	△257

(注1) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

(イ) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 人民元	271	—	5	5
	合計	271	—	5	5

(ロ) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(注2) 市場価格のない株式等は非上場株式等（連結貸借対照表計上額 862百万円）であり、「(イ) その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,237	—	—	1,237
その他	31	—	—	31
資産計	1,268	—	—	1,268

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	14,225	—	14,225
負債計	—	14,225	—	14,225

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(イ) 有価証券及び投資有価証券

投資有価証券の時価について、その他有価証券の株式及びその他のうち上場投資信託は取引所の価格により、レベル1の時価に分類しております。その他のうち公募投資信託は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価格を時価とみなしており、レベル2の時価に分類しております。

満期保有目的の債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(ロ) 長期借入金

長期借入金の時価について、固定金利によるものは、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類してお

- ります。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
- (イ) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報
該当事項はありません。
 - (ロ) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
該当事項はありません。

③時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各連結会社の取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。検証結果は每期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社グループの保有する仕組債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、為替ボラティリティであります。このインプットの増加(減少)は、時価の上昇(低下)を生じさせることとなります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	葬祭公益	葬祭収益	情報	人材	資産コンサルティング	
葬祭公益に係る財・サービス	5,428	－	－	－	－	5,428
葬祭収益に係る財・サービス	－	10,490	－	－	－	10,490
情報ソリューション事業に係る財・サービス	－	－	14,972	－	－	14,972
人材サービス事業に係る財・サービス	－	－	－	5,048	－	5,048
資産コンサルティングに係る財・サービス	－	－	－	－	51	51
顧客との契約から生じる収益	5,428	10,490	14,972	5,048	51	35,991
その他の収益	－	－	－	－	237	237
外部顧客への売上高	5,428	10,490	14,972	5,048	288	36,228

(注) 「その他の収益」は、金融商品の組成及び取得に際して受け取る手数料及び利息の収受であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、葬祭公益事業、葬祭収益事業、情報ソリューション事業、人材サービス事業、資産コンサルティング事業を展開しております。

葬祭公益事業は、火葬事業を行っております。通常、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。

葬祭収益事業は、火葬炉併設の総合斎場運営業務を行っております。通常、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。

情報ソリューション事業は、出版印刷・商業印刷を始めとする各種印刷業務等を行っております。通常は、成果物の引渡により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。

人材サービス事業は、人材紹介・人材派遣等の業務を行っております。人材紹介業務に

については、通常、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。人材派遣業務は、契約における履行義務の充足に伴い、一定期間にわたり収益を認識しております。

資産コンサルティング事業は、主に金融サービス及び相続相談・不動産仲介事業を行っております。通常、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,573
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,876
契約負債（期首残高）	624
契約負債（期末残高）	492

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は受取手形及び売掛金であり、契約負債は流動負債その他（前受金）に含まれております。

契約負債は主に顧客からの前受金によるものであります。

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、ほとんど全て当連結会計年度の収益として認識されています。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 333円61銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 34円26銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
【資産の部】	
流動資産	16,655
現金及び預金	12,485
前渡金	1
前払費用	65
関係会社短期貸付金	3,289
その他	1,032
貸倒引当金	△218
固定資産	28,114
有形固定資産	6,587
建物	1,326
構築物	41
工具、器具及び備品	42
土地	5,120
リース資産	57
無形固定資産	82
投資その他の資産	21,444
投資有価証券	1,947
関係会社株式	18,470
長期貸付金	670
長期前払費用	11
繰延税金資産	70
その他	293
貸倒引当金	△17
資産合計	44,770

科目	金額
【負債の部】	
流動負債	17,188
短期借入金	1,400
1年内返済予定の長期借入金	3,925
リース債務	32
未払金	283
未払法人税等	84
未払消費税等	54
CMS預り金	11,352
賞与引当金	18
その他	36
固定負債	10,235
長期借入金	9,933
リース債務	29
長期未払金	11
再評価に係る繰延税金負債	143
資産除去債務	110
その他	7
負債合計	27,423
【純資産の部】	
株主資本	17,400
資本金	3,261
資本剰余金	8,335
資本準備金	4,640
その他資本剰余金	3,695
利益剰余金	13,665
利益準備金	7
その他利益剰余金	13,657
繰越利益剰余金	13,657
自己株式	△7,862
評価・換算差額等	△103
その他有価証券評価差額金	360
土地再評価差額金	△463
新株予約権	50
純資産合計	17,347
負債純資産合計	44,770

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		6,094
売上総利益		6,094
販売費及び一般管理費		1,610
営業利益		4,484
営業外収益		
受取利息及び配当金	113	
受取家賃	104	
業務受託料	36	
その他	45	299
営業外費用		
支払利息	303	
支払手数料	75	
関係会社貸倒引当金繰入額	228	
その他	134	742
経常利益		4,041
特別利益		
固定資産売却益	1	
新株予約権戻入益	5	7
特別損失		
固定資産除却損	65	
事業整理損	54	120
税引前当期純利益		3,929
法人税、住民税及び事業税	△235	
法人税等調整額	341	106
当期純利益		3,823

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	429	1,808	3,695	5,504	7	11,676	11,684
当期変動額							
新株の発行	1	1		1			
新株の発行（新株予約権の行使）	2,829	2,829		2,829			
剰余金の配当						△1,842	△1,842
当期純利益						3,823	3,823
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	2,831	2,831	-	2,831	-	1,981	1,981
当期末残高	3,261	4,640	3,695	8,335	7	13,657	13,665

	評価・換算差額等						純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等 合計	新株予約権	
当期首残高	△1,599	16,018	384	△463	△79	774	16,712
当期変動額							
新株の発行		3					3
新株の発行（新株予約権の行使）		5,659					5,659
剰余金の配当		△1,842					△1,842
当期純利益		3,823					3,823
自己株式の取得	△6,262	△6,262					△6,262
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△23	-	△23	△723	△747
当期変動額合計	△6,262	1,381	△23	-	△23	△723	634
当期末残高	△7,862	17,400	360	△463	△103	50	17,347

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の、当期に負担する額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めていた「関係会社貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「関係会社貸倒引当金繰入額」は19百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(繰延税金資産の計上)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 70百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が当事業年度における見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 18,470百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

関係会社株式については市場価格がないことから、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。なお、一部の子会社は、超過収益力を反映した実質価額により判定しております。

関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案した上で、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断しております。回復可能性がないと判断された関連会社の株式は帳簿価額を実質価額まで減額し、評価差額は当事業年度の損失として計上することとしております。

将来の不確実な経済条件の変動等によって当該関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性の検討の結果、損失の計上が必要となる場合があり、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	711百万円
構築物	1百万円
土地	3,058百万円
計	3,771百万円

上記に係る債務

短期借入金	900百万円
1年内返済予定の長期借入金	3,318百万円
長期借入金	8,331百万円
計	12,550百万円

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントライン契約及び当座貸越契約	5,500百万円
借入実行残高	1,400百万円
差引額	4,100百万円

(3) 財務制限条項

当社は、取引銀行とコミットメントライン契約、当座貸越契約及びタームローン契約を締結しており、その一部において、当社及び子会社の貸借対照表及び損益計算書等より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されています。これらの契約に基づく借入実行残高は13,040百万円であります。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 7,029百万円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 41百万円

(6) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 4,287百万円
長期金銭債権 662百万円
短期金銭債務 11,550百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 6,094百万円
販売費及び一般管理費 111百万円
営業取引以外の取引高 85百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,031,095株	13,439,200株	一株	16,470,295株

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT - 3）によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な要因は、税務上の繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主

な要因は、その他有価証券評価差額金であります。

繰延税金資産については、評価性引当額を控除しており、また、貸借対照表上の金額は繰延税金負債と相殺した純額で表示しております。

なお、当社は、グループ通算制度を適用しており、「実務対応報告第42号」に従っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	R&Lホールディングス(株)	被所有 直接 21.8%	役員の兼任	新株予約権の行使 (注) 1	2,454	—	—
				ストック・オプションの 行使 (注) 2	2,475	—	—

(注) 1. 2021年12月10日開催の取締役会決議に付与された、新株予約権の権利行使について記載しております。なお、「取引金額」欄は、新株予約権行使による株式数に払込金額を乗じた金額となります。

2. ストックオプションの権利行使は、2023年4月12日開催の取締役会決議により当社代表取締役役に付与され、2026年3月25日に当社代表取締役よりR&Lホールディングス(株)に譲渡された、第3回ストック・オプションの新株予約権の権利行使について記載しております。なお、「取引金額」欄は、ストック・オプションとしての新株予約権行使による株式数に払込金額を乗じた金額となります。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の主な収益は、子会社からの経営指導料、不動産賃貸料及び受取配当金であります。経営指導料及び不動産賃貸料における主な履行義務の内容は、子会社への財又はサービスの提供であり、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	116円97銭
(2) 1株当たり当期純利益	27円65銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社広済堂ホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社広済堂ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社広済堂ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に關して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社広済堂ホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社広済堂ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社広済堂ホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役	古 屋 進	Ⓢ
社 外 監 査 役	加 藤 正 憲	Ⓢ
社 外 監 査 役	沼 井 英 明	Ⓢ

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所

東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館1階 大ホール
TEL:03-3453-0550 (代)

交通機関

JR線・東京モノレール

浜松町駅 ▶ 徒歩15分

都営三田線・浅草線

三田駅 ▶ 徒歩20分

都営浅草線・大江戸線

大門駅 ▶ 徒歩20分

ゆりかもめ

日の出駅 ▶ 徒歩10分

※お車でのご来場はご遠慮ください



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。